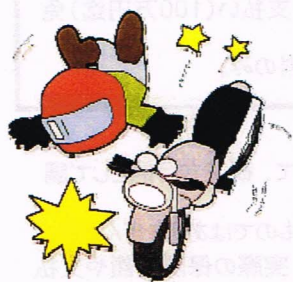
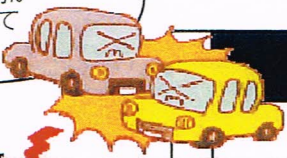


交通事故で弁護士特約は当たり前、他にもあるよ弁護士費用保険！
法律相談では保険の加入を確認しましょう！

ほとんどの自動車保険
には、弁護士費用が
出る特約が付いて
います。



権利保護保険

対象事故例	補償対象事故	保険の種類	法律相談・弁護士費用補償内容
・他人によって身体を傷つけられた。 ・他人によって住宅や家財に損害を被った。	偶然の事故によって次のいずれかに該当する被害が生じた場合において、被保険者(※)又はその法定相続人が被った損害に対して、この特約及び家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、法律相談費用保険金が支払われる。 ① 被保険者が被った身体の障害 ② 本人の居住の用に供される住宅又は住宅外における被保険者の日常生活用動産の滅失、損傷もしくは汚損 ※被保険者には、本人、配偶者、生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の未婚の子を含む。	家庭用火災総合保険	【法律相談】保険会社の同意を得て支出した法律相談費用。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額が限度。 【弁護士費用等】被保険者が保険金を支払う場合について、被保険者が賠償義務者に対する損害賠償請求にあたり、保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等。ただし、1回の事故につき、被害を受けた被保険者1名あたり、保険証券記載の保険金額が限度。
・被害事故の結果、ケガをしたり、自宅や家財が損害を受けた。	被保険者(※)が、第三者からの加害事故の結果、けがをしたり、住宅や家財が損害を受けた場合。 ※被保険者には、本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子を含む。	建物・家財保険	【法律相談】保険会社の同意を得て支出した法律相談費用。ただし、特約の限度で支払う。(1回の事故につき、被保険者1名ごとに最大5万円まで。) 【弁護士費用等】被害事故でケガをしたり、自宅や家財が損害を受け、損害賠償請求を弁護士に委任した場合の費用などを1回の事故につき、被保険者1名ごとに最大300万円まで。
・建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊。 ・家財の盗難。	日本国内における日常生活において生じた偶然の事故により被害を受け、弁護士等に法律相談や損害賠償請求を委任することにより費用を負担するとき。	賃貸住宅入居者のための火災保険	(自動付帯特約)保険会社が事前に承認した法律相談・損害賠償請求の委任にかかる費用の額。ただし、1回の損害賠償請求につき、かつ、同一契約年度を通じて保険証券記載の保険金額が限度。
・建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊。 ・給排水設備に生じた事故又は他の者が占有する戸室で生じた事故による水漏れ。 ・盗難	日本国内における日常生活において生じた偶然の事故により被害を受け、弁護士等に法律相談や損害賠償請求を委任することにより費用を負担するとき。	住宅総合保険(火災・水漏・盗難等)	【法律相談】1回1万円限度、1被害相談につき3万円限度。 【弁護士費用等】損害賠償請求を行う場合は弁護士費用1回300万円限度。
・旅行中にバッグなどを盗まれた。 ・旅行中のけがにより後遺障害が発生した。	責任期間中の偶然な事故により被害(身体の障害又は財物の損壊)を被った被保険者が、その被害事故について弁護士に法律相談を行い、法律相談費用を負担することによって被害を被った場合。	海外旅行保険	【法律相談】1回被害事故につき10万円限度 【弁護士費用等】1被害事故につき100万円限度。
・海外旅行中に発生した事故等によるケガにより後遺障害が生じた。	旅行中の被害事故により、法律上の損害賠償請求を行うに際し、法律相談をし、又は、弁護士に委任した場合。	海外旅行保険	【法律相談】被害事故について、保険会社の同意を得て支出した法律相談費用(10万円が限度) 【弁護士費用等】保険会社の同意を得て支払う弁護士費用(1回の事故で100万円が上限)個人賠償特約あり。(保険会社の同意を得て支出した弁護士費用も保険金として支払われるが、限度額あり。
・暴漢に襲われ入院。手術をしたが回復しなかったが、後日、犯人が逮捕された。 ・医療ミスがあり、身体障害を負った。	被保険者が、身体障害又は財物損壊の被害にあった場合、又は、医療ミスによる損害賠償請求について、弁護士等に法律相談を行い、又は、弁護士に委任した場合。	医療保険	【法律相談】1回1万円限度、1被害相談につき3万円限度。 【弁護士費用等】補償プランにより100万円～300万円。
・自転車同士で接触しケガをした。 ・歩行中に自転車と接触しケガをした。 ・バイクでスリップし、転倒しケガをした。 ・駅構内で転倒しケガをした。	偶然な事故により被保険者(※)に次の①又は②の被害が発生し、被保険者がその被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担し、又は、損害賠償請求について弁護士に委任したことによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体のケガ ②被保険者の居住する住宅又は被保険者の日常生活用動産の損壊 (※)被保険者には本人、配偶者、その他親族が含まれる。	自転車保険	【法律相談費用】 支出には保険会社の同意が必要。 【弁護士費用】 1事故につき、被保険者1名ごとに300万円が限度。また、費用の支出には保険会社の同意が必要。
・友人の車を借りて運転中のもらい事故	借りた車を運転中の事故で、相手方に対して法律上の損害賠償請求をするための弁護士費用又は法律相談費用を支払った場合。	一日型ドライバー保険	【法律相談・弁護士費用】 保険会社が別途定める上限額の範囲内。(弁護士費用については、1事故について補償を受けられる者1名あたり300万円が限度。)弁護士等への委任や法律相談及び弁護士等への費用の支払いに際して、事前に保険会社への連絡が必要。
・離婚したい。	離婚調停等の裁判手続になった場合の費用が対象(待機期間90日)。	団体の障害・医療保険の特約	【法律相談費用】 1事案につき10万円迄。免責1000円。 【弁護士費用】 1事案につき300万円迄。免責10%。
・親の遺産で親族間がもめている。	遺産分割調停等の裁判手続になった場合の費用が対象。		
・アパート退去後、現状回復費用として追加請求された。	借地借家でのトラブル(賃借人としての紛争)。		
・子供が学校でいじめられた。 ・近所で嫌がらせを受けた。	警察等の公的機関又は学校等の相談窓口へ届けられた事案が対象(待機期間90日)。		
・ひったくり被害にあった ・自転車にぶつけられた。 ・突然、来週から出勤なくてよいと言われた。	自動車又は原付自転車が関わる被害事故及び医療事故は対象外。警察への被害届出必要。 労働に関する紛争(被用者として被った紛争)		



賠償責任保険は裏面に

